

秋田市農山村地域再生可能エネルギー
基本計画
(素案)

令和 年 月
秋田県 秋田市

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

秋田市は、秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央に位置し、面積は 906.07km² と広大で、県総面積の 7.8%を占める。東は秋田スギに覆われた出羽山地、西には日本海が広がっており、緑豊かな山と川と海に恵まれた地域であるとともに、県都として行政・産業・交通の機能が集積し、県内最大の都市として発展している。

本市の森林面積は、総面積の69%（総面積90,607ha、森林面積62,087ha）を占めており、森林の現況を見ると人工林の91%をスギで占めるなど、全国有数のスギ資源を有しており、こうした豊富な森林資源が地域の重要な資産となっている。（出典：秋田市森林整備計画）

しかし、林業分野では、木材採算性の悪化に加え、森林所有者の高齢化や後継者不足等を要因とした林業離れが進んでおり、適切な森林経営が実施されない森林の増加が懸念される状況にある。（出典：第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画）

このため、森林の適切な管理と資源循環利用を進めることで、森林の公益的機能の維持・向上と地域経済の活性化を図ることが求められている。

このような中、平成28年7月に市内で木質バイオマス発電所が稼働を始め、これまで利用されず山林に放置されていた未利用材などの新たな利用が始まり、山林所有者の所得向上や新たな雇用の創出など、地域に良質な経済波及効果をもたらしている。

また、当該発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大は、令和7年2月に国が策定した第7次エネルギー基本計画に掲げる、エネルギー安全保障の確保や脱炭素社会の実現に資する本市の特性を活かした取組である。

こうしたことを踏まえ、今後、本計画に基づき、地域と共生したバイオマス発電事業を推進するとともに、木材需要の増加に対応した木材生産の推進や原料の供給体制の強化、さらには、本市の森林資源の有効活用と林業の活性化を図っていくこととする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積	備考
向浜	秋田市向浜一丁目8番1号	宅地	36,000m ²	木質バイオマス発電所

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
向浜	木質バイオマス発電 (直接燃焼型)	20,500kW	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域無し

国の手引きで示された本項目の記載ポイント

- ・再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集積化を行う場合に、この事項を定めてください。
- ・この区域を定める場合には、人・農地プランとの整合性を図るなど、市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、区域の設定や区域内で実施する具体的な取組の決定を行ってください。

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

- (1) 木質バイオマス発電事業者が、地域の未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用した木質チップを、燃料として長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、地域に存するバイオマスの利用拡大につなげ、森林・林業の活性化と中山間地域の雇用創出や森林整備の推進に寄与する取組
- (2) 木質バイオマス発電事業者が、地域の持続可能な森林循環と適切な木材利用を実現するため実施する再造林等の取組
- (3) 木質バイオマス発電事業者が、発電所の運営に伴う直接的な雇用の拡大に加え、未利用間伐材の集荷や加工等の林業分野における雇用の拡大する取組
- (4) 木質バイオマス発電事業者が、地域資源から生み出された電力を地域内で消費する「電力の地産地活」を促進し、地域経済の活性化と持続可能な地域社会の実現に寄与する取組

国の手引きで示された本項目の記載ポイント

- ・農林漁業の健全な発展に資する取組については、地域の農林漁業の発展に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業・団体、発電事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討してください。その際、発電事業の継続が困難にならないよう、発電事業の収支や発電事業者の実行能力等を見極めながら検討してください。
- ・売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収入の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに注意してください。
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組は、必要に応じてその内容を見直し、地域の農林漁業の現状を踏まえたものとするのが重要です。また、再生可能エネルギー電気の売電収入の一部を基金化し、その用途をあらかじめ複数定め、その時々課題に応じた用途に支出することとしても差し支えありません。

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

- (1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質(河川や地下水など)等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間1億6,500万kWhの発電および木質チップ形状燃料195,000万トン(地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。)の安定的な活用を図り、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画の実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を秋田市に報告することとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

発電事業を中止または終了した際は、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、設備整備事業者の責任において、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

地域住民等の理解の醸成を図るため、本市が基本計画に基づく取組の促進や目標の達成状況等をホームページ等により広く周知することとする。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに

加え、設備整備計画が確実に実施される見込みであることとする。また、本市が設備整備計画の認定を行う際には、バイオマス発電事業者に対し、実施状況の報告を行うとともに、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

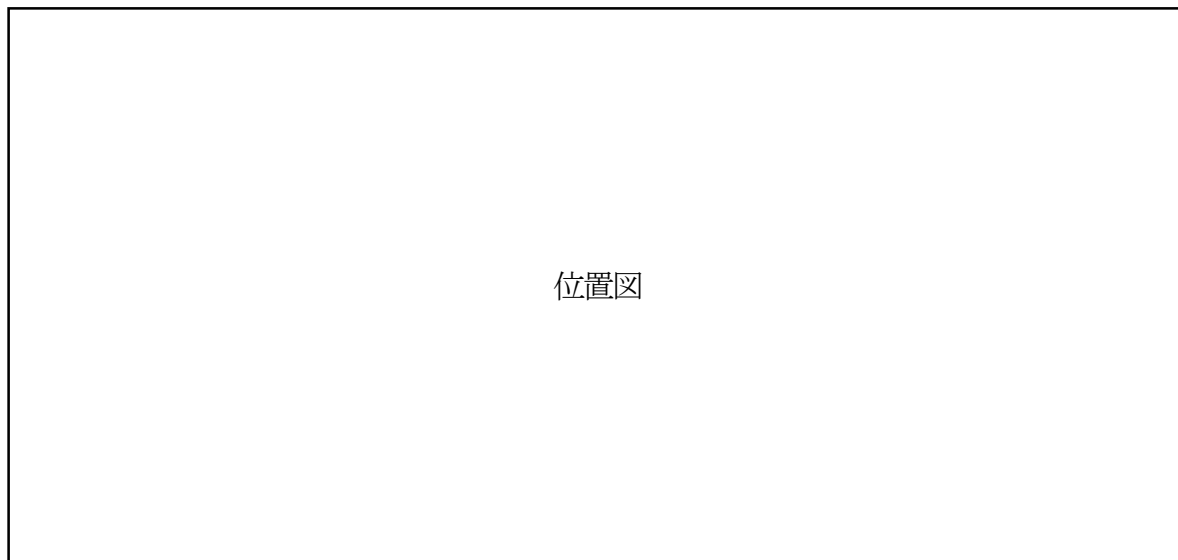
(3) 区域外の関係者との連携

本市およびバイオマス発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

縮尺：1/25,000

地区A 秋田市向浜一丁目8番1号



秋田市農山村地域再生可能エネルギー基本計画

令和 年 月

秋田市産業振興部新エネルギー産業推進室

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

TEL : 018-888-5743 FAX : 018-888-5732

e-mail : ro-inne@city.akita.lg.jp

